

No.	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
1	着床式洋上風力発電の撤去時における海底面下基礎杭の取扱いの明確化	着床式洋上風力発電の撤去時における海底面下基礎杭の取扱いについて、一部残置を認める可能性を含め、政府審議会等の場において、早急に議論を開始し、結論を得るべきである。	<p>洋上風力発電設備等の要求性能や維持管理の方法基準を定める「公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に監視必要な事項を定める告示」(平成28年6月30日国土交通省告示第858号)において、現在、洋上風力発電設備撤去後の基礎杭の取扱いが明確化されていない。</p> <p>着床式洋上風力発電設備の撤去時の基礎杭の取扱いが明確化されていないことで、事業の予見可能性に不透明感が生じている。</p> <p>基礎杭の取扱いについては、すでに欧州において、完全撤去と一部残置の両者について、検討が行われており、わが国においても早期の検討が求められる。とりわけ、一部残置については、完全撤去と比較して以下のような優位性があると考えられる。具体的には、環境面への影響については、海底有害沈殿物の拡散が抑制できること、生態系への影響については、水中騒音の低減が可能となること、漁業に対する影響としては、残存する基礎杭が人工漁礁となることが考えられる。加えて、完全撤去に比べ工期短縮が可能となるなど、経済面でもメリットがあるとの指摘がある。</p> <p>基礎杭の取扱いが明確化させることで、事業の予見可能性が高まり、わが国における再生可能エネルギーの主力電源化の一助となると考えられる。</p>	「公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に監視必要な事項を定める告示」(平成28年6月30日国土交通省告示第858号)